

二本松市告示第27号

平成30年3月2日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による二本松市議会議員定数条例改正請求を受理したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第98条第1項の規定により、二本松市議会議員定数条例改正請求代表者の住所氏名及び請求の要旨を次のとおり告示する。

平成30年3月2日

二本松市長 三保 恵一



1 請求代表者の住所氏名

二本松市本町一丁目6番地20	高野 知典
二本松市石畑18番地2	安齋 淳
二本松市小浜字新町24番地	湊 和也

2 二本松市議会議員定数条例改正請求の要旨
別紙のとおり

二本松市議会議員定数条例改正請求書

1 請求の要旨

現在、二本松市議会の議員定数は26名であります。これから先の二本松市で職を持ち活動する我々は青年の代表としてこのままの市議会が良いのか市民に問う機会を創出します。

東日本大震災より6年以上が経過し、国からの財政支援のおかげで潤った復興需要や復興景気も時と共に終了します。変わりゆく二本松市の抱える経済的状況や生産年齢人口の首都圏流出等の問題、人口減少と物価の高騰は市民生活を圧迫し、消費の伸び悩み等、今後の見通しは決して明るいとは言えません。そんな困難を向かえるであろう市政の付けは将来、市民が払わざるを得ないと考えます。大げさにみれば今後の市政と施策如何によっては市外への人口の流出もあるかもしれません。いずれにせよこの先予見されるのは若者の政治離れや税収の低下等により、市民が市民らしく公平に行政のサービスを受けられないであろう事態です。

その中で、我々は各地方自治体が改善に取り組んでいる量よりも質を優先する地方議会の議員定数削減問題に着目したいと考えます。二本松市において平成21年に定数を削減する以前より、他の地方自治体では更なる定数削減に取り組んでおります。それは単に財政困難自治体が数千万円の支出を浮かすということだけではなく、政治に質を求めているからにはほかなりません。実際に、全国と同規模人口市の議員定数と比較すると歴然です。さらに、市面積に対する議員定数平均と比較しても二本松市は相当多いでしょう。

我々市民が本当に求めているものは、議員の質の向上であり、町内会長のような市議会議員ではなく、市政の正しいシステムの上で公平・公正に市民の声に耳を傾け、今後の二本松市を明るい社会へ発展できる、本気で市政と向き合い改革をしてくれる市議会議員に他なりません。

そこで、オール二本松体制を確立し、より良い市民サービスの拡充と、開かれた公正な地方政治の二つの観点から議員定数の削減と市議会議員の待遇改善を提案し、当事者同士が切磋琢磨できる環境を整え、市民に選ばれた、市民の代表者である政治家としての職務を全うしていただくために市議会議員定数の削減を二本松市の青年を代表し提案させていただきます。

以上を踏まえて、二本松市議会議員の定数を20人に削減する条例の制定を、直接請求するものであります。